

令和6年8月22日開催

都市基盤整備・危機管理対策特別委員会

委員長報告

令和6年9月定例会

委員長 若谷正巳

去る8月22日に開催されました当委員会の審査概要について、ご報告申し上げます。

「地籍調査事業について」報告を求めましたところ、次のような説明をいたしました。

本事業は、毎筆の土地にかかる地積等について、法務局に備えられている地図の多くが明治時代の地租改正時に作成されたものを基にしており、正確ではない場合があることから、国土調査法等の法令に基づき、全国的に統一された基準による調査と最新の技術による測量を行うことで、正確な地籍情報を作成するものであるとのこと。

本事業の効果については、土地取引の円滑化や開発事業の推進が図られることで土地の有効活用が促進されるほか、公共事業の効率化やコスト削減、災害復旧の迅速化、課税の適正化や公平化等が可能になるとのこと。

本市における地籍調査の背景として、都市部では地価が高いことや土地所有者の権利意識が強いことなどの理由から境界確認が困難な状況である一方、再開発やまちづくりは道路や水路等に囲まれた街区単位での実施が多く、災害時には道路等のライフラインの早期復旧が特に重要となるため、官民境界だけでも先に調査する必要があることから、本市では、国が定めた要領に基づく官民境界等先行調査により、令和2年度から調査を開始したとのこと。

調査開始後、国土調査法及び関係法令の改正により、官民境界の先行的な調査として街区境界調査が法的に位置づけられ、調査の成果が法務局に送付されることにより、登記簿の変更等に利用されるほか、市の負担軽減が期待できることから、令和3年度から調査手法を変更し、街区境界調査により調査を実施しているとのこと。

これまでの事業実施により、道路境界確認測量業務にかかる事業費は逡減しており、地籍調査が完了した区域については、当該業務が不要となるなど、人件費の面でも今後さらなる効果が期待できるとのこと。

事業の進捗状況については、調査手法の変更により業務量が増加したことや依存財源の割合が大きく、要望額に対する交付額が低いことなどの理由により、当初計画どおりに進捗していないことから、国が第7次国土調査事業十箇年計画から次期計画へ見直す際の国及び県の動向を注視し、本市計画の見直しを検討していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、街区境界調査において、民境界が不明確な場合の対応について問われ、これに対して、過去の測量にかかわる資料を基に、現地において筆界点を復元し、当該権利者に確認の上、境界を確定していくとのことでありました。

このほか、令和2年度に実施した官民境界等先行調査における成果の取り扱

いについて等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

なお、現地視察として、災害用トイレ等防災備蓄について視察をいたしましたことを付言いたしまして、報告を終わります。